

-16-(12) 関係部分において同じ。)の3分の1、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。

**イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等**

1 本事業の基礎額等は、表イ-16-(12)-1に掲げるとおりとする。ただし、この要綱の施行(令和7年4月1日)の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除去等に要する経費(除去等費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除去等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除去に要する費用については1戸当たり「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」(令和7年3月31日付国住備第599号、国住整第222号、国住市第101号国土交通事務次官通知)第9により算出した除去工事費を限度とし、その他除去等に要する費用(動産雑費等)については1戸当たり975千円を限度とする。	2分の1
危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)及び改修に要する経費(建物助成費)	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む)及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。	2分の1
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1